

平成30年12月18日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係主査	小野原竜久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	樋 口 久 俊
副 市 長	藤 田 洋 一 郎
教 育 長 職 務 代 理 者	池 田 正 明
総 務 部 長	有 森 弘 茂
総 務 部 理 事	納 塚 眞 琴
市民部長兼福祉事務所長	有 森 滋 樹
産 業 部 長	土 井 正 昭
建 設 環 境 部 長	大 代 昌 浩
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 口 徹 也
総 務 課 長	中 島 剛
総 務 課 参 事	江 頭 憲 和
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	江 口 清 一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	田 崎 靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川 原 逸 生
市 民 課 長	幸 尾 か お る
税 務 課 長	田 代 章
保 険 健 康 課 長	中 村 祐 介
福 祉 課 長	染 川 康 輔
産 業 支 援 課 長	江 島 裕 臣
商 工 観 光 課 長	藤 家 隆
農 林 水 産 課 長	下 村 浩 信
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 宏 幸
都 市 建 設 課 長	岩 下 善 孝
都 市 建 設 課 参 事	藤 井 節 朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	山 浦 康 則
水 道 課 長	広 瀬 義 樹
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	寺 山 靖 久
教 育 総 務 課 参 事	針 長 三 州
生涯学習課長兼中央公民館長	山 崎 公 和

平成30年12月18日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会平成30年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	5 松 田 義 太	1. 鹿島市の子育て支援施策について (1)放課後児童クラブについて (2)教育・保育等の充実について (3)安心・安全な社会環境づくりについて  2. 財政計画と公共施設等の総合管理について (1)市民会館建設について (2)施設（ハコモノ・インフラ）の老朽化の状況について (3)市民活動・コミュニティ活動に関する公共施設等の配置の考え方について
8	9 伊 東 茂	1. 久保山配水池造成工事の変更について (1)移築計画の経緯 (2)移築地の選定について (3)議案審議として上程しない理由ほか  2. 市内スポーツ環境について (1)蟻尾山公園サブグラウンドの人工芝生化の要望書について (2)中川グラウンドの整備について (3)体育施設の利用状況ほか  3. 歴史的風致向上計画（歴史まちづくり法）、その関連について (1)歴史まちづくり講座の市民の反応について (2)歴みち事業（身近なまちづくり支援街路事業）の効果について (3)重点区域に繋げたい市内区域について

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。5番松田義太議員。

ここで申し上げます。松田義太議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

## ○5番（松田義太君）

皆さんおはようございます。5番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は1つ目に、鹿島市の子育て支援施策について、2つ目に、財政計画と公共施設等の総合管理について質問をいたします。

まず、情報提供をお願いしておりました関連する数値データ等につきましては、早速そろえていただき、お礼申し上げます。

さて、本市におきましても、急速な少子化の進行、核家族化、高齢化、人間関係、地域コミュニティなどの希薄化などにより、子育て世代の孤立感、また負担が高まっている状況下にあります。

政府においては、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、子育て支援施策のさまざまな検討がなされております。特に、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図るために、平成31年10月1日より幼児教育の無償化が予定をされております。

また、放課後児童クラブの運営に当たっては、これまで従うべき基準が設けられ、全国一律の最低基準が示されておりました。しかし、現在検討されている児童福祉法改正案においては、従うべき基準を参酌すべき基準に変更する方針が示され、自治体が基準に従う義務はなくなり、従来どおり厚生労働省の基準に沿って運営することも、また、条例を改正して独自の基準を定めることも市町村の判断に委ねられることとなります。

そこで、このような情勢を踏まえ、2点お伺いをいたします。

まず、1点目の国が示す幼児教育無償化について、それが鹿島市の幼児教育、例えば、保育園や幼稚園、認定こども園などに具体的にどのような影響があるのか、どこがどのように変わるのか、保護者の経済的な負担などが軽減されるのか、現時点でわかる範囲でいいですので、お知らせください。

次に、2つ目に、現在検討されている児童福祉法改正案の放課後児童クラブについて、それぞれ具体的内容と、これもそれが鹿島市の放課後児童クラブの運営にどのような影響を及ぼすのか、これも現時点でわかる範囲でよろしいので、お知らせください。

次に、現在、市内の多くの公共施設は老朽化が進み、今後、一斉に改修や更新の時期を迎えます。一方、少子・高齢化や人口減少の影響で利用需要、利用の形態、市民ニーズが変化するとともに、改修等のための必要な財源の確保がより厳しくなっていくことが予想されます。こうした状況を踏まえ、将来を見据えて身の丈に合った施設規模、整備、総合的かつ計画的な施設の管理を推進していくことが非常に重要になってくると思います。

そこで、本市において、2017年3月に鹿島市公共施設等総合管理基本方針が策定されておりますが、財政運営の観点から公共施設の整備、維持管理を今後どのような考え方で取り組

んでいかれるのか、基本的な考え方をお伺いします。

これで1回目の総括的な質問を終わります。その後の質問は、答弁をお聞きして、一問一答でお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。有森市民部長。

**○市民部長（有森滋樹君）**

私のほうからは、鹿島市の子育て支援についての2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の幼児教育の無償化について、どのような影響があるかということでございます。

国においては、昨年12月、新しい経済政策パッケージにおいて、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速するとして、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯及び3歳から5歳の全ての世帯の幼稚園、保育園、認定こども園の費用を無償化することが掲げられております。そして、その実施時期につきましては、本年6月、経済財政運営と改革の基本方針2018において、来年10月からの無償化措置の実施を目指すと掲げられております。

この方針を受け、国と全国市長会など地方三団体の代表との間で無償化の費用負担をめぐり協議がなされ、先日、財源問題については一定の決着が図られたようでございます。

まず、各園の保育に係る費用についてでございます。

国の基準による保護者の負担する保育料と国2分の1、県4分の1の負担金、それと残りが市4分の1の負担として構成されております。さらに、本市におきましては、保護者の負担する保育料については、国の基準より2割程度低く設定しており、国基準との差額については市が負担しているところでございます。

そこで、今回の幼児教育の無償化においては、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯と3歳から5歳の全ての世帯の保護者が負担する保育料を国、県、市が負担するというところでございます。

それに対する影響額といたしましては、市の負担分として、来年半年分が約4,600千円の増額、再来年1年分の影響額は9,400千円の増額になると試算をいたしております。

なお、このことに対する国の提案では、初年度半年分に要する経費については全額国庫による負担とし、次年度以降は交付税措置が考えられているようでございます。

そこで、無償化に伴い保護者の保育料がどのようになるかということでございますが、平成30年と比較いたしますと、ゼロ歳から2歳の非課税世帯におきましては、子供1人当たり月額3千円から8,500円が、ゼロ歳から5歳の全ての世帯においては、子供1人当たり月額3千円から34,500円引き下がるということでございます。

そのほか、無償化に伴い施設利用希望者が増加し、保育の質の低下や待機児童の増加など

が懸念されております。しかし、本市の未就学児の施設利用動向を見込んでみますと、平成30年4月1日現在におきまして、3歳から5歳の施設利用率は97.8%となっております。ほぼ既に利用されているという状況でございます。

こういうことから、無償化になっても施設利用を希望する保護者がふえるとは考えにくい状況でございます。

次に、国で議論されている児童福祉法改正案の当市への影響についてお答えいたします。

国において、地方分権改革に関する地方からの提案に対し、実施方針を定め、見直し等を推進されているところでございます。この中で、今回、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブに従事する者及び数に係る従うべき基準について、現行の基準の内容を参酌すべき基準とする方向で本年中の閣議決定に向けて調整が行われているところでございます。

具体的な従うべき基準の内容は、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とすると。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができるということになっております。

そこで、放課後児童支援員につきましては、実務年数などの基礎的な要件を備えた方のうち、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとなっております。

ここで鹿島市の状況について御説明いたします。

放課後児童クラブに配置されている支援員数は、平成30年5月1日現在で40人いらっしゃいます。そのうち、基準に定める有資格者としての放課後児童支援員は20人となっております。現在、全部で15クラブを運営しておりますので、有資格者としての放課後児童支援員は各クラブ1名以上配置しており、従うべき基準を満たしているところでございます。

今後も資格のない支援員につきましては、できる限り放課後児童支援員の資格を取得していただくべく、県の資格認定研修受講を推奨しているところでございます。今年度も8人の方に受講していただいております。

参酌すべき基準については、支援員の確保が大変厳しい地方からの提案により見直しが進められておりますが、専門的な知識及び技能を有した放課後児童支援員を全く配置しないことも可能となり、資格のない大人がたった1人で子供たちの保育に当たることも起こり得ると考えられます。しかしながら、子供たちに安全で安心できる毎日の生活の場を保障するためにも、鹿島市といたしましては、有資格者をふやし、一定水準の質の確保に努めてまいりたいと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

有森総務部長。

**○総務部長（有森弘茂君）**

松田議員の、2017年3月に鹿島市公共施設等総合管理基本方針が策定されているが、財政

運営の観点から公共施設の整備、維持管理を今後どのような考え方で取り組んでいかれるのか、基本的な考え方をという御質問に対してお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることとなります。しかしながら、本市財政状況は厳しい面が続き、また、人口減少、少子化等の進行により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも見込まれるところであり、このような状況を鑑みれば、本市における公共施設等の全体を把握し、長期的視点を持って更新、長寿命化、場合によっては統廃合などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、公共施設の総合的な管理による老朽化対策を推進していかなければなりません。

そこで、鹿島市におきましても、2017年3月に鹿島市公共施設等総合管理基本方針を策定したところでございます。

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくには、公共施設等の性質上、中・長期的な視点が不可欠で、国の指針においても、少なくとも10年以上の対象期間が求められています。また、今後の人口見通しにおいては30年程度が望ましいとされていることから、鹿島市では人口と公共施設等の保有総量の相関性を考慮し、本指針の対象期間を2017年から2046年の30年間とするものでございます。

ただし、対象期間内にあっても、公共施設等の実態の定期的な把握及び必要に応じた適宜の見直しにより、本指針のさらなる充実を図っていくものでございます。

本市には131施設、延べ床面積113万5,000平米のいわゆる箱物、公共建築物が存在します。現状の人口構成や減少傾向にある将来人口推計に鑑み、将来人口に見合った公共建築物の保有量、延べ床面積の適正な管理を行っていくこととなります。

そこで、鹿島市公共施設等総合管理基本方針の内容でございますが、更新等費用につきましては、計画的な点検、診断により長寿命化を図り、耐用年数の10年延長、つまり耐用年数プラス10年の実現を目指すこととします。また、行政コストであります維持管理費については、徹底したコスト管理によるさらなる見直しに取り組むこととします。

そして、同方針の実効性を図るため、基本方針に基づき点検、診断によって得られた個別施設の状態や維持管理、更新に係る対策、例えば、機能転換、集約化、複合化、廃止等の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めていきます。このような個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を平成32年度までに策定する計画となっております。そして、各施設管理者は、施設ごとの特性や維持管理、更新等に係る取り組み状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる同計画を策定し、維持管理、更新等を推進していきます。

また、計画的な推進を図っていくために、従来から行っておりますように実施計画に掲げつつ、基金、財政指標等について見通しを立てる中・長期財政計画により、将来的に持続

可能な事業運営、財政運営、限られた財源の有効活用に努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

それでは、一問一答ということで質問をさせていただきたいと思います。

まず、御答弁いただきました幼児教育無償化ということで最初に質問させていただきたいと思いますが、この幼児教育の無償化について、3歳児から5歳児の保育園、幼稚園、認定こども園を含めて無償化になるということ、また、ゼロ歳児から2歳児は収入に応じてということであると思いますが、このような来年10月1日からの無償化について、市内の保育園、幼稚園、また認定こども園等に説明、もしくは今後このように制度が変わるという報告をする予定はあられるのでしょうか、まずお伺いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

有森市民部長。

**○市民部長（有森滋樹君）**

お答えをいたします。

現段階では、制度の詳細について国、県から通知等はない状況でございます。このようなことから、毎月開催している保育所関係者との会合の場、行政説明会におきましては、市としてはまだ説明をいたしておりません。

県によりますと、年明けの1月ぐらいには事業所向けの説明会を開かれると聞いておりますので、その後、市としても対応を考えたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

幼稚園、保育園、それぞれの施設についてもそうですけれども、また、そこに通われている保護者の皆さん方にも何かチラシとか、こういう形で制度が変わりますというのをつくっていただいて、配付等もしていただいたほうがいいのかなという気がしております。

幼児教育無償化ということで、ゼロ歳児から5歳児まで全てが無償化になると思っている保護者の方々もいらっしゃるんで、そこはちょっと整理をしていただいたほうが保護者の方々も今後いいと思いますので、その辺を含めた形で市内の幼稚園、保育園、また認定こども園等の施設の協力をいただいて、そういう保護者の皆さん方にも説明ができるような施策をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。



○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

先ほど有森部長が答弁いたしましたとおり、詳しい通知については、まだ市のほうに国とか県からおりてきていない状況でございます。まだ確定していない部分もちょっとありますので、その情報がおりてきて、事業所や市民の方に発表できるタイミングを見計らった上で、そういうふうな広報あたりを行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それともう一つ、ちょっと確認の意味で質問いたしますが、これまで保育園等に預けられた場合に、子供さんを3人預けられた場合は、1人目の方がそのままの料金、2人目の方が半額、3人目の方が無料であったと思います。このような制度というのは、こういう無償化になった後も続くのか、その辺は情報としてどのようになっていますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

ただいま松田議員がおっしゃったのは、現行の軽減の基準なのかなというふうに思っております。

例えば、現行の場合、年収約3,600千円未満相当世帯の第1子保育料を4千円軽減とか、第2子の保育料は第1子の半額とか、そういう軽減制度が今現在制度としてありますけれども、これをさらに国としては軽減とか無償化をスピードアップするというふうな目的があられますので、この軽減措置については、抜本的に今度の10月1日からは切りかえるといったようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっと最後が聞き取れなかったので確認ですけれども、現行の制度がそのまま生きるのか生きないのか、その辺はどのように情報を把握されておりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

有森市民部長。

○市民部長（有森滋樹君）

お答えいたします。

3歳から5歳につきましては、従前の制度によらず、全て無償化になるということでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

その部分は私も理解しておりますが、現行の子供たちを預けて——現行ですよ、今の無償化になる前は、先ほど染川課長から答弁があったように、第1子はそのまま、第2子は半額、第3子は無料という制度が現在あると思いますけれども、その制度は維持をされるのかというのを確認の意味で質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

従来から行っている軽減制度についても、これは市独自で決めているわけではなくて、国のほうから軽減を段階的に行うということでの通知があって行っております。ですから、今度新たに来年10月以降の無償化の通知が来た時点で確定はすると思うんですけども、基本的にはゼロ歳から2歳までは非課税世帯が無償化、それから、3歳から5歳は全児童無償化というようなことで通知があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっと質問がかみ合っていないのか、私の言い方が悪いのかわかりませんが、これは最後にしたいと思いますが、結局、3歳児から5歳児までが無償化になるというのは、10月1日からになりますよね。それはわかりますけれども、現在、2人預けておられる子供さんたちは、もし3歳児から5歳児の方がいらっしゃったとして、そこが無償化、そしたら、新しい制度になったときに2人目の方は半額になるのか、その辺はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

ですから、現行で子供さんが2人いて、4歳児、5歳児の方がいらっしゃって、また、ゼロ歳児か1歳児の弟さんか妹さんがいらっしゃれば、今の現行でいえば、1人の方がそのままの料金で、下の子は半額とかなっていますよね。それが10月1日から無償化になった場合に、一番最初の方は無償化になるんだけど、2人目の方がどうなるのかということをお伺いしたいと。

もし現状できちとした情報がなければいいんですけども、その辺は保護者の皆さん方には今後きちっと説明をしていかなければならないことだと思いますので、お願いを

したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

先ほど来言っていますように、細かな運用面まではまだ国、県のほうからは来ていない状況ですので、そこがしっかりわかった時点で保護者の方にはきちんとした内容で通知をしたいと思っております。

年齢は、基本的に3歳から5歳までは何人お子さんがいようとも、その間は無償化ということは方向性として決まっていますので、あと、実際年齢の基準日あたりがまだはっきりとわかっていない状況です。そこら辺はわかり次第、お伝えしたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ある程度整理がされた時点で議案とかも出てくるかもしれませんので、その辺でまた質問させていただきたいと思えます。

もう一つ、答弁の中で無償化に関する費用負担ということで、最後まで国と全国市長会を含めた団体との交渉があつておりましたけれども、その中で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで先ほど一番最初の答弁の中でありましたが、そうなった場合、鹿島市の負担が半期で4,600千円、全体で9,400千円ぐらいだろうということでありましたけれども、これは大体今の状況下で積算をされたということによろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど部長のほうから無償化による影響額ということで答えがあつたのが、来年度、平成31年度は10月からですので、10月以降の半年分については4,700千円程度の増額と。それから、翌32年度、これは1年間の影響が出てくると思えますが、おおむね9,400千円ぐらいの増額ということで答弁をいたしましたけれども、これはあくまで今現在の状況からでしか想定できませんので、30年度の保育料と公定価格を参考に試算をしたものでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

保育については新たな制度になると思いますので、情報がある程度確定をした段階でもう一度質問させていただきたいと思いますが、早目早目の対応というのは大切になってくると思いますので、特に関係をする市内の施設、また保護者の皆さん方には、できるだけ早い段階で説明等していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、放課後児童クラブについて質問をいたします。

答弁の中でありましたけれども、これまで一定の最低的な基準が定められていまして、それが自治体に委ねられるということに国の方針が変わりつつあります。その中で、鹿島市としての方向性としては、これまでやられてきたことを当分の間はそのまま続けていながら、放課後児童クラブを運営していくということでもよろしいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

有森市民部長。

**○市民部長（有森滋樹君）**

お答えをいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、一定の水準を保って進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

それでは、支援員さんの数が現在40名ということでお伺いをしたと思いますが、現在、放課後児童クラブの運営について、子供たちが安全かつ安心して育成できる、そういう職員体制、また、人材の確保はできているというふうに担当課としては考えておられますか。もしくはもう少し支援員の数をふやして、より細かにやっていきたいと、そのような考えはありますか。

**○議長（松尾勝利君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

お答えいたします。

先ほど支援員の数、40人というのは、今年度5月1日現在での数でございます。実は数値等データのほうにもお示ししているとおおり、本当は定員は43名でありました。3名欠員が発生していることについては、別に支援員の補充支援員さんという方がいらっしやって、その方々をお願いして運営を続けていったところです。

そういったところから、もちろん福祉課としては、ぜひ多くの支援員の方に応募いただいて、その中で選考していくというような形が一番いいのかなと思っております。

現在の支援員さんにつきましては、なかなか児童数が多いですので大変ではありますけれども、非常に頑張っているというような感想を持っています。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

本当に支援員の方々というのは頑張っておられると思いますし、そのおかげで運営ができていると思います。

6月議会の折に徳村議員のほうから放課後児童クラブについては質問があってございましたけれども、その中で、同じような質問になると思いますが、やはり支援員さんの雇用体系というのを今後さらに見直していかないと、実際、これから人材不足の面というのは、先ほどありましたように非常に大きな課題になってくると思います。

財政的にも厳しい面はありますけど、やはり子供たちを育てていくという観点から考えると、この面については現状よりさらに保障面を含めて充実させていかなければならないのではないかと思います。福祉課としてはどのように考えておられますでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

染川福祉課長。

**○福祉課長（染川康輔君）**

支援員の処遇関係の御質問だと思いますが、鹿島市の支援員さんにつきましては、時間単価に換算しますと県内で低いほうではございません。ですけれども、福祉課としては、ぜひもうちょっと待遇をよくしたいというような思いは当然ございます。

今後の処遇の見直しにつきましては、現在、鹿島市では放課後児童クラブ直営で行っておりますので、平成32年度に自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員というような制度も始まるということがあります。制度改正に合わせまして、今後は検討していきたいというふう考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

国のほうでもやはり指導員の処遇の改善を図ることというのが重要視をされておられて、国のほうで子ども・子育て支援法というのが制定をされて、その中で指導員の処遇の改善費ということで、これは国の補助もあるんでしょうけれども、放課後児童支援員等処遇改善等事業、また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業ということで、これは資料としてありますので言いますけれども、指導員の処遇改善に関する予算が大幅に増加ということ

であります。

10年以上勤められた方は月30千円の加算、5年以上の方は月20千円の加算、認定資格研修等を受講された方は月10千円の加算とか、そういう制度等も国のほうはやられておりますけれども、この辺の制度を活用した上で市内の支援員さんの処遇の改善というのはこれまで取り組んでこられたのか、それとも今後取り組む予定がえられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

先ほどありましたキャリアアップの補助金等については、福祉課のほうでもそういった制度があるというのは承知しているところでございます。

ただ、現在のところ、そういったキャリアアップの補助金制度を使ったことはございません。といいますのも、基本的には先ほども申し上げましたとおり、鹿島市の放課後児童クラブは直営ですので、他の日々雇用職員さんとかの賃金とのバランスというのもあります。放課後児童クラブだけ突出して高いということがなかなか認められないという現実がございます。補助金につきましては、3分の2は国、県で補填をさせていただきますけれども、残り3分の1は単費ということですので、残りの分の単費のことを考えますと、やはり他の部署の日々雇用職員さんとのバランスというのはいさし考えながら、賃金の単価は決定していくべきではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これまでの答弁の中でも、2020年に非正規職員の雇用のあり方については市のほうも取り組みを考えていくということですので、その時点までに支援員の方々を含めてどのようにやっていくのかということをごひ考えていただきたい。

資料等もいただきましたけれども、年々やはり放課後児童クラブを利用されている子供さんというのはふえているわけですから、人材が確保できなかつたりということで運営ができないとか、そういうことにならないように早目早目の対応を担当課としてお願いしたいと思います。

次に、これは教育委員会と福祉課双方にお伺いをしたいと思います。いただいた資料の中で開設場所、実施場所の表というのをいただいております。

私が間違いなければ、現在、鹿島市において、各学校の余裕教室を利用されているのは能

古見小学校、浜小学校、七浦小学校の3校ということでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど松田議員からは能古見小学校、浜小学校、七浦小学校と3クラブのお名前を出していただきましたが、学校でいうと、あと音成分校が校舎の中で実施をされています。

それと、浜小学校につきましては2クラブありますが、2クラブのうち1クラブが余裕教室で、もう1クラブは校舎の隣にあります学校の建物をお借りしてクラブを運営しています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

6月の徳村議員の一般質問の中で明倫小学校の例を出されて、学校の余裕教室の確保とか質問がありましたけれども、実際、今度は教育委員会として放課後児童クラブのほうに余裕教室を提供する、それについてどのような考え方をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えをします。

基本的には学校と相談しまして、学校のほうでそういう転用が可能であれば、放課後児童クラブへの転用も可能だと考えております。

ただし、近年は特別支援学級でありますとか通級指導教室でありますとか、想定していなかったものがちょっと教室で必要になってきておりますので、そこら辺を勘案しながら検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これまでも放課後児童クラブの運営の一つの課題として、学校の施設を使えないだろうかというのは常に課題としてあったと思います。実際、古枝小学校では新たに放課後児童クラブのそういう施設ができ上がりましたが、実際上、今後の財政的な面とかを考えていくならば、できるだけ学校の余裕教室の活用ももう少し柔軟に考えていく必要があるのでは

ないかなと思います。

その辺を先ほど答弁がありましたけれども、確かにいろいろな教室に使われているということはありますが、もう少し工夫とか活用とか、そういう面で考えられないのか、その辺は教育委員会としてどのように考えられますか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山教育次長。

**○教育次長（寺山靖久君）**

お答えします。

そこら辺は教育委員会として学校と相談しながら柔軟にやっていきたいと考えておりますけれども、例でいきますと、明倫小学校の音楽教室が、時間限定ではありますが、放課後児童クラブに開放しているという状況はありますので、学校と相談しながら、そこら辺は工夫していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

非常に難しい面もあるのかもしれませんが、子供たちにとっては変わらないんですよ、学校である以上。ですから、子供たちを育てることに力を入れていくということであれば、教育委員会とか福祉課の垣根というのは関係なくて、子供たちを安全で安心に預けられる、また、そういう体制がとれるように各担当課が連携をし合ってやっていくのが非常に大切ではないかなと思います。

そういうのをぜひ本当の意味での連携というのをやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺、市民部長としてどのように考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

有森市民部長。

**○市民部長（有森滋樹君）**

議員おっしゃるとおり、子供たちのためというのが第一だと思います。それを念頭に置いて、できる分は連携をして、調整しながら進めていきたいと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

最後になりますけれども、この問題に関しては、教育委員会では総合教育会議というのをされておると思いますが、ここは昨年からは首長、市長も入ってお話をされていると思いますので、改めて市長に聞きたいと思っておりますが、やはり庁内の連携という形と、教育委員会で、



市長もこういう会議に入られているので、できるだけ子供たちのためということで、こういう余裕教室の活用等だけでなく、あらゆる面での連携というのをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

総論的には私はおっしゃるとおりだと思うんですよ。しかし、学校の施設と福祉関係の施設の利用の一般論として協調をとるとするのは大事だと思いますが、例えば、学校の施設の中にあったほうがいいのか、外にあったほうがいいのかとか、それから、これから空調の整備を全体でしていきます。そうすると、それぞれの学校の構造の問題が出てまいりますね。典型的には、おわかりのように北鹿島の小学校なんですよ。

したがって、総論としていいということと、各論として一体そのことを一律にやっただいのかどうかということをよく踏まえて対応しないといけないと思います。

ただ、このところ教育委員会と市長部局とはきちっと情報交換をするようになっていますから、そういうことも含めて議論することは大切だと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ぜひ議題としてもそうですけれども、今後の課題として取り組みをさらに強化していただきたいと思っております。

先ほど市長のほうからありましたけれども、空調関係ということで、市内の小・中学校については、市長の演告にもありましたけれども、普通教室へのエアコンの設置というのを当初の計画より前倒して実施するという事で述べられたと思いますが、これは具体的にどのような手順で進められていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

財源につきましては、基本的に国の1次補正予算につきまして、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というのが創設されておまして、実際、今月初めですかね、内示が来ております。現在、設計を行っております、設計ができ次第、工事を発注していくことになろうかと思っております。

これの整備が終わりますと、普通教室は全て、あと特別教室にも一部入ります。あと、明

倫小と北鹿島小学校はオープン教室になっておりますので、簡単な仕切り工事を一緒に行うようになります。予定ではありますけれども、来年の夏には間に合わせたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

普通教室のほうへのエアコンの設置については、今後、計画的にということであったと思いますが、普通教室以外の特別教室、体育館等を含めてですけれども、その辺の今後の設置については、昨年、非常に猛暑でありましたが、教育委員会内でその辺を含めた検討をなされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど申しましたように、普通教室には全て、夏にはつく予定としております。特別教室におきましても、小学校で7教室、中学校で8教室分は今回、その臨時交付金にのせまして整備するようにはいたしているところでございます。

あと、体育館につきましては、構造上、冷房というのは非常に厳しいものがございまして、そこら辺につきましては、大型の扇風機でありますとかを活用していただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

鹿島市として国の事業を活用して、いち早く取り組みをなされたことは大変いいことだと思いますので、それ以外の部分についても計画的に設置等を検討していただければと思います。

最後になりますけれども、保育園、幼稚園、そして放課後児童クラブ、また学校等の今後の環境づくりという形で質問をさせていただきましたけれども、これまでいろいろな分野で課題等があったと思います。そのような課題を、エアコンの設置だったりとか、放課後児童クラブについてもそうですけれども、子供たちの安心・安全な環境づくりというのがこれからも非常に大切になってくると思いますので、繰り返しになりますけれども、ぜひとも教育委員会、また、放課後児童クラブの福祉課を含めて連携等をより一層やっていただきたいと

思いますので、これを最後にお願ひして、次の質問に行きたいと思ひます。

次の質問ですが、公共施設等の今後の更新、管理のあり方については総括的な答弁をいただきましたけれども、まず1点目に、市民会館の建設についてお伺ひをしたいと思います。

市報等にも掲載されておりましたが、市民会館の建設が公募型プロポーザルによって設計会社が選定されたということであつたと思ひます。

実際、市民の方々の中から、どういうことが決まつたのかとか、どういう形になるのかなとか、そういう意見というのが出てきておひまして、これは確認の意味で質問いたしますけれども、建設費、座席数、そして、駐車場を現段階でどのように考えられているのか、まず最初にお伺ひしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

それでは、市民会館のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃつたように、ことしの8月から10月、ほぼ10月いっぱいかけまして、公募型のプロポーザルを実施したところでございます。

このプロポーザルの内容については、こちらのほうから敷地面積だとか建設予定地等々の情報を開示いたしまして、技術提案という形で提案をしていただいたところです。

その前に、市民会館の建設検討委員会等でもどういった市民会館がいいのかということでも検討してきたところでございまして、その建設検討委員会から出されたデザイン研究をもとに技術提案がされたものというふうにおひしております。

新しい市民会館の席数につきましては、750席から800席程度の計画でしていただくようお願いをしております。

建設費につきましては、全体の施設の延べ床面積がある程度制限される部分もございまして、建築費そのものについては、概算でおよそ1,910,000千円ほどかかるのかなと思っておりますし、関連する外構工事等を含めて、およそ20億円程度事業費がかかるのかなというふうにおひしております。

駐車場につきましては、御指摘があつたように、いろんなところで御意見いただいております。新しい市民会館は配置がきちつとまだ決まつておりませんので、恐らく市民会館の周りにも幾らか駐車場が確保できるんじゃないかなというふうにおひしておりますし、あと今、市道の向こう側にある大きな大駐車場です、その部分をもう少し工夫して台数をふやすようなことができないかということでも検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、建設費はもちろんですが、座席数を含めた形で、駐車場の配置等もですね、これが正式に決定するのは大体いつごろと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えいたします。

現在、選考した設計会社のほうと設計に関する業務委託の契約を締結しまして、今年度、基本設計のほうを完了できたというふうに思っておりますので、その基本設計の中で当然建物についてのある程度の形は出てくると思いますし、周辺の土地の使い方についてもある程度のところが出てくるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっと私がきちっと聞こえていなかったのかもしれませんが、時期的にはいつぐらいになりそうですか。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

失礼しました。基本設計のほうは年度末にはでき上がると思いますので、そのときまでにはある程度の形が出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

市民会館の建設については市民の方々も非常に興味がありますので、時期、時期においてどういう形で進んでいるのか、進捗状況を含めて、やはり広報の必要性というのはあると思います。

実際プロポーザルをやってここに決まりましたと、今回決まりましたけれども、どういう設計を提案されたのか、そういう面の図面等が市報等に載っていればある程度イメージができるんでしょうけれども、そういうイメージ図等も掲載をされていないので、実際どういう形になるんだろうという声があると思います。

その辺を含めて、今すぐというのは難しいのかもしれませんが、ある程度のめどが立ったときに、市民の皆さん方にもわかるような形で広報のやり方というのも工夫をしていただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、少し情報公開というか、広報のほうが少ないんじゃないかなという御指摘は私のほうも何度か受けているところです。プロポーザルに関しても、ヒアリング、プレゼンテーションについては一般公開ということで、約60名強の方々がプレゼンテーションをごらんいただいて、内容については話を聞いていただいているところです。

そのプレゼンテーションで当選というか、1位になられたところの技術提案書については、総務課のほうでどなたでも閲覧していただけるような形になっておりますので、ぜひ御興味がある方は総務課のほうに来ていただいて、ごらんいただきたいとも思いますし、プレゼンテーションが終わってから、11月上旬ぐらいだったと思いますが、6地区の区長会のほうにも少しお回りをして、このような提案が出ましたよということできざまな意見を伺ったところですし、市民と議会の意見交換会の中でもこれまでの経過について説明をしていただいたところです。

今後、設計会社のほうも市民とのワークショップとかも計画をされているようですので、ホームページ、それから市報等を使って積極的に広報ができればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ちょっと1点だけ、今の答弁の中でありましたけれども、総務課に来たら閲覧ができますということでおっしゃいましたが、市民の皆さん方が総務課のほうに行って、ちょっと見せてくださいというのができるのかというのは、私はあると思います。

1階のところにそういう模型図とかが展示をされていれば一般の市民の方々はわかると思いますが、よっぽどじゃないと、一般の市民の方が総務課のほうに行かれて見せてくださいというのは非常に私は勇気が要るんじゃないかなと思います。ですから、1階とか、そういう市民の皆さんが来られるところに、めどをつけて、模型等でもいいですので、こういう形で市民会館が考えられていますということで市民の皆さん方に知らせるという工夫をやったりしていただかないと市民にはなかなか伝わらないと思いますが、その辺、担当課としてはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えをいたします。

技術提案で出していただいた設計関係の提案書については、非公開というわけではなくて、総務課のほうで閲覧をしていただいているんですけれども、設計書がある程度のところで議員おっしゃるように形が見えてきて、それを市民の方々にも見ていただけるようなタイミングが来たときに、先ほどの御提案等も参考にさせてもらいながら、市民の方々にも新しい市民会館の内容について広報をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

ぜひ市民の皆さん方にも認知されるように、わかりやすいような形で対応をしていただければと思います。

もう一点ですけれども、先ほど今後の公共施設等ということで最初に答弁いただきましたけれども、その資料を見ていく中で、鹿島市公共施設等マネジメント委員会ということで、委員会が設立をされておると思っています。

この鹿島市公共施設等総合管理基本方針を策定された後、この委員会は開かれているでしょうか、お伺いいたしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

公共施設等総合管理基本方針を制定するときには、議員おっしゃいましたように、マネジメント委員会及び作業部会を開催し、この方針の決定をいたしたところでございます。それ以降は開催をしてございません。必要に応じ、適宜開催をすることにいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この基本方針については、30年間ということで計画的になっております。その中でお伺いをしたいのは、実際、市内の公共施設を見れば、庁舎についても今後耐震等をやっていかなければならないでしょうし、各地区の公民館、また市民体育館等を見れば、築年数は40年以上の建物もかなりあります。

こういう基本方針を策定されたということであれば、少なくともこの方針に沿って5年計画、10年計画とか直近の計画等もつくっていただいて、財政的な面を含めて計画をつくっていくべきではないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

川原企画財政課参事。

**○企画財政課参事（川原逸生君）**

議員おっしゃるとおりでございます。築年数が経過をしている施設がふえてございます。老朽化等に伴いましてですね。ですから、そういった基本方針を策定し、今後どのようにしていくかというところは必要でございます。

やはり市民サービスの拠点となります公共施設、あるいは市民生活上、必要不可欠なインフラ施設等、こういった機能の維持をいかに図っていくか、または更新をしていくか、これを着実に推進するための取り組みの方向性を示したものが基本方針でございますし、今後、総務部長が申しあげましたように、個別施設計画を平成32年度までに策定いたし、これを具現化していく。さらに、実施計画、中期財政計画によりその計画的な実施、あるいは財政を含めて、総合的かつ計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

特に、この基本計画を見れば、市内の131カ所の建築物ということであってございまして、その中に庁舎であったり、市民会館であったり、また、それぞれ各地区にある施設であったりというのがあります。

その中で幾つか映像を撮ってきましたので、見ていただきたいと思いますが、これは北鹿島公民館です。

〔映像モニターにより質問〕

これが建てられたのが1972年、昭和47年ということになれば、建てられてからもう46年たっております。

中等を映させていただきましたけれども、玄関から見た状況。

会議とかでよく使われておりますけれども、和室。

これはトイレですけれども、実際行かれた方はわかると思いますが、非常に狭いというか、ちょっともう少しどうにかできないかなという感じであると思いますが、これらを考えてみたときに、築46年たった建物を今後どのように維持管理していくのかというのが課題になってくる。

この1年を見ましても、7月6日でしたかね、集中豪雨のときは避難をされている避難所

にもなっていると。そういうのを考えたときに、こういう各地区の公民館をどのように今後考えていくのか、維持管理の面で長寿命化を図り、補修、補修みたいな感じでやっていくのか、ある程度、50年をめどに新しく作り直すのか、そういうのも今後計画としては考えていかなければならない時期に来ているんだろうと思います。

次の映像になりますけれども、これは古枝公民館ですね。古枝公民館が昭和54年に建てられております。こちらも築年数でいえば40年近くなっていると。さまざまな行事等にも使われていると思いますが、こういう会議室であったりとか、和室、調理室等ですね。

これは以前、中村和典議員がそれぞれの課題について質問されたと思いますけれども、これらの問題に関して、こういう基本方針を鹿島市として立てたのであれば、早急に市内の重立った施設については今後どうしていくかというのを考えていかなければならない。

答弁で平成32年度ということでした。あると思いますけれども、やっぱり地域の人たちの声というのを入れながら計画を立てていっていただきたい。市だけで建てるんじゃないで、やはりどういう箇所が今後見直していかなければならないのか、使い勝手がいいのか悪いのか、そういうのを含めて計画をもう一度つくっていただきたいと思いますけれども、その辺に対して担当課としてどのように考えられますでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

川原企画財政課参事。

**○企画財政課参事（川原逸生君）**

お答えをいたします。

地区公民館は社会教育施設でございますし、やはり地元住民の皆様が使われる一番身近な施設でございますので、この基本方針の中では必要な補修、改修による長寿命化を図るといふふうに記載をいたしております。

先ほど申し上げましたように、これを具現化するために個別施設計画を策定いたします。その中で、例えば、各地区公民館の個別施設の状態、維持管理、更新等、こちらをどのように考えていくかということで、先ほどございました庁内マネジメント委員会及び作業部会を開催し、この委員会等を中心にP D C Aサイクルをしながら、状況把握、そして今後の活用等について検討、協議をしてまいりますし、地元の皆さんの意見もということでございましたので、そこら辺も参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

各地区の公民館もそうですし、市民体育館も外装につきましては補修等をしていただいて、きれいになりました。ただ、利用する側の中に入ってから、トイレ等を含めてさらにやら



なければならないことがあるのかなという感じがしております。

最初の答弁でありましたけれども、131カ所の建築物が鹿島市にあると。これは答弁でありましたけれども、やはり今後、統廃合を含めて再配置を考えていかなければならないと思います。そうしないと、財政が限りなくあるわけではないので、財政面を考えても、ある程度絞った形でやらざるを得ないときが来ると思いますので、ぜひ担当課として財政の面も含めて、32年度に計画される計画書にはその辺も考慮されてつくっていただきたいと思います。

きょうの質問に関しては、まず最初に、子育て支援施策として保育園——生まれてから小学校、中学校までの環境整備について質問をさせていただきました。また、後半の部分には公共施設、今後、鹿島市が取り組んでいかなければならない取り組みになると思います。

ただ、市だけでやるものではありませんので、各市民の皆さん方の協力を得てやっていただきたいと思いますので、ぜひ計画をつくられる場合は市民の皆さん方の声を聞いて、よりよい鹿島市になるようにやっていただきたいと思います。

これをもちまして5番議員の質問を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

**○議長（松尾勝利君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番伊東茂議員。

ここで申し上げます。伊東茂議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

**○9番（伊東 茂君）**

皆さんこんにちは。9番議員の伊東茂です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

平成30年も残りわずかとなりました。9月議会が終わった後、秋から冬へと移り変わる中、運動会や秋祭り、文化祭、そして各種記念行事など、議員が参加する行事も多く、瞬く間に過ぎ、今12月議会も私が最後の一般質問となります。先月行われました議会報告会で市民の皆さんからいただいた御意見を交えながら質問を行います。よろしく申し上げます。

今回の質問の質問は、大きく3つに分かれております。1つが久保山配水池造成工事の変更、そして、2つ目が蟻尾山運動公園サブグラウンドの人工芝生化に関する要望書について、そして、3項目目が歴まち法、正確には歴史的風致維持向上計画の計画策定について、この3つの項目で質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、久保山配水池造成工事の変更についてです。

既存の久保山配水池は昭和54年に築造され、老朽化による漏水等のため補修が必要な状況

である。しかし、鹿島市給水区域の約7割近くに供給を行っていることから、改修に伴う機能停止が困難なことや、改修作業時の振動等の影響で施設への損傷が懸念されることもあり、既存施設の改修ではなく移転計画となったと、ことし3月の新年度予算で執行部から説明を受けました。

予算審査特別委員会では移転予定地の現地視察も行い、移転場所を決定したことについて、既存配水池に近いこと、そして、公道に接しており交通の利便性が高いこと、そして3つ目が、基礎地盤等が強固で耐震化が容易な地形であることが理由と説明をされました。新年度予算は議会で可決され、当然、私たち議員は当初予算額どおりに執行されていると思っておりました。しかし、今12月議会を前にして、当初請負金額56,646千円から115,711,200円へ59,065,200円、約倍の増額へと変更したと全員協議会で担当課が説明をされ、工期も2カ月延び、11月30日に造成工事が完了したとの報告を受けました。私たち議員は執行部のこの工事金額、そして内容変更の重みを安易に考えていないか、疑問を感じています。

総括質問の1つ目は、市民の皆さんにもこの久保山配水池造成工事の事業内容を御理解いただくために、移転計画の経緯と場所選定についてまず最初に御説明をいただき、その後、詳しく質問をしていきます。

2項目めの、鹿島市サッカー協会から昨年5月に鹿島市議会へ蟻尾山運動公園サブグラウンドの人工芝生化に関する要望書が提出をされました。それにあわせて、標記案件に賛同の市民3,176人の署名簿が生涯学習課に提出をされています。文教厚生産業常任委員会も要望書に添付された資料の確認と協議を数回にわたり行いました。同年8月に委員会での協議内容と現時点でお答えできる今後の対応など、方針をサッカー協会へお示しをいたしました。それは、サブグラウンドの現在の使用の状況を見ると、1つ目が、蟻尾山運動公園での規模の大きいスポーツ大会では駐車場として利用をしていること、2点目が、人工芝生化グラウンドにおいて駐車場と兼用利用の例が県内ではないこと、3つ目が、現在はサブグラウンドの使用料は無料です。これに使用料金を課すことへの懸念、そして4項目めが、人工芝生化をした場合、サッカー関係者以外の利用がしづらくなれないかなどの問題点が浮かび上がり、財源を含め直ちに結論を出すことは難しく、引き続き調査の時間が必要であるとお答えをしました。委員会としても人工芝生化したグラウンドの現地での調査の必要性を感じており、ことし岩手県北上総合運動公園を視察し、人工芝生化に係る費用、耐用年数、メンテナンス項目などを調査してきました。

それではまず、生涯学習課にお聞きしたいのは、要望書と署名簿が提出され、庁内での協議、検討を経て鹿島市サッカー協会へ回答をされたのか、お聞きをいたします。

3項目めの質問は、歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴史まちづくり法と計画策定関連の質問をいたします。

鹿島市の歴史的な景観を維持し、さらに向上させる取り組みの一つとして計画の策定に着

手されています。昨年度、平成29年度から2カ年事業として国の担当部署、国土交通省、農林水産省、文化庁と協議を行われ、基礎調査等も進んでいると感じています。12月議会最終日には議員に向けて計画書報告を予定されていますが、それに先立ち市民向けに歴史まちづくり講座を9月と11月、2回開催をされています。1回目は、歴史を生かしたまちづくりの講演、そして、鹿島市歴史的風致維持向上計画とは何か、そして、今後も残したい昔からある建造物と人々の活動についてのワークショップをされています。2回目、11月には祐徳参詣の成り立ちと展開についての講演、その後に鹿島市歴史的風致維持向上計画の策定について、そして最後に意見交換会と市民参加型の講座を開催されています。まちづくり講座に参加された方の感想と、鹿島市歴史的風致維持向上計画について説明を受け、どのような御意見が出てきたのか、まずそれをお答えください。

以上を総括質問とし、執行部からの御答弁を受けた後、一問一答に入っていきます。よろしくお願いたします。

**○議長（松尾勝利君）**

執行部の答弁を求めます。広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

私からは久保山配水池造成工事の変更について御説明いたします。

まず、1つ目の御質問でございます現久保山配水池の移築計画の経緯についてでございます。

現久保山配水池は、久保山区普明寺の山手上部に位置しており、市内給水エリアの7割に給水する鹿島市水道施設の基幹施設でございますが、配水池の容量が不足しているため、また、築後48年余りを経過し、老朽化の進行や大規模地震に対する耐震性が懸念される状況でございます。久保山配水池の改修は、当初、既存配水池にて計画しておりましたが、地質調査の結果から配水池基礎工事に5億円を要することを確認しております。また、立地条件、施工性、経済性においても問題がございましたので、新たに用地選定要件の整備を行い、移築先を決定いたしまして、現予定地において事業を進めているところでございます。

現久保山配水池を移築することを決定した要因でございますが、現配水池は地質調査の結果から配水池基礎の支持層として支持地盤が採用される支持層が比較的深く、基礎工事費に5億円を要する調査結果であったこと。現配水池は市道から離れて位置し、配水池の施工や災害時の工事車両、緊急車両等の出入りに支障を来す可能性があること。現配水池は送配水管の一部を山林や狭い里道に埋設しており、送配水管の更新や今後の維持管理に問題があること。現配水池は供給過剰の状況にあり、配水池有効水量が不足していること。大規模地震の際、耐震性が懸念される状態にあるためでございます。

これらの問題解決を図り、将来的に安心して安全な水道水の安定的な供給ができるよう配水池の耐震化を図り、災害時には給水活動の拠点機能を有する配水池とするため、新たに用地

選定要件の整理を行い、移築することを決定しております。

続きまして、2つ目の御質問でございます移築地の選定について御説明いたします。

新配水池は耐震化を図り、災害時には給水活動の拠点とするため、以下の要件を考慮いたしまして用地の選定を行っております。

新配水池の選定要件でございますが、新配水池は配水圧の問題を考慮し、既存配水池と同標高とすること。これは配水池からの水圧をこれまでどおりとすることで配水池や家庭における給水装置への影響をなくすためでございます。新配水池築造に伴い、送配水管の新設の効率化を図るため、新配水池は現配水池に近い場所とすること。新配水池は送配水管の新設及び今後の維持管理を考慮し、送配水管の布設が可能な市道等が隣接する場所であること。新配水池は配水池築造工事や完成後の維持補修や災害時等を想定し、大型車両や緊急車両等が通行可能な市道に隣接していること。これら4項目を選定要件とし、候補地としては現配水池から半径500メートル程度の距離で平坦部を有する場所を対象として3候補地を選定し、立地条件、施工性、経済性における評価を行い、予定地の選定を行っております。

平成26年度に行った用地選定時の3候補の主な評価内容でございますが、候補地といたしましては、現配水池、現配水池南側300メートルの尾根続き平坦部、現予定地の3カ所を選定し、各候補地の評価を行っております。各候補地の評価説明については、現配水池をA、現配水池南側300メートルの尾根続き平坦部をB、現予定地をCとして御説明いたします。

候補地Aでございますが、立地条件では、配水池基礎の支持の深さが20メートル以上と比較的に深い。施工性では、既存配水池を半分取り壊し、半分運転しながらあいたスペースに築造する計画であるため施工性はよくない。経済性では、配水池築造が主体であるが、くい工事に5億円程度を要し、工事費は8億円を超える試算となっております。

候補地B、立地条件では、現配水池より標高が30メートルほど高く、水圧の調整が必要となる。現配水池と同様の地質状況が考えられるため、くい工事等の費用増加が考えられる。施工性では、進入路は狭く、大型車両の乗り入れが困難である。市道から離れており、施工性は悪い。経済性では、建設費は480,000千円程度と試算されましたが、現状では大型車両の通行が困難であり、別途道路工事が必要となってきます。

候補地C、立地条件では、配水池の支持盤として採用できる支持層が比較的に浅い位置で確認され、市道が隣接している。施工性では、市道に隣接し施工性は高い。工事による周辺への影響はない。工期は一般的である。経済性では、工事費は480,000千円程度と試算されております。

以上、各候補地の評価を行っておりますが、以下の理由により候補地Cである現予定地を新配水池の移築先として選定しております。

現配水池と同標高であること。市道辻～鉾粉線幅員8メートルに面し、交通アクセスにすぐれていること。強固な地盤であること。経済性で有利であること。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

私のほうからは、大きな質問の2番目、市内のスポーツ環境についてということで、蟻尾山運動公園のサブグラウンドの人工芝生化の要望について、要望書と署名簿が提出され、庁内での協議、検討を経て鹿島市サッカー協会への回答をなされたのかという質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、昨年、鹿島市サッカー協会から鹿島市に対して蟻尾山運動公園サブグラウンドの人工芝生化に関する要望書と賛同署名が提出をされております。

サブグラウンドの人工芝生化については、以前から議会においても数回議論をされてきた経過があり、市としましては、平成23年に庁内の関係課で人工芝生化について協議して検討をしております。そのときの内容として、概要で申し上げますと、メリットといたしましては、大きな大会が開催されることで交流人口の増大につながる。それから、そういった競技を通じた中でのスポーツ振興とか青少年健全育成につながるというふうなことが話として出ております。

一方、デメリットとして幾つか出ていますが、まず1つは、相当の工事費がかかるということと、あわせてその後の年々の維持管理費が継続して発生する。それから、当然更新の時期にはまた更新費用が発生するというふうな費用の問題が出されております。それから、今現在は多目的広場ということで、いろんな使われ方という形での設定をしておりますが、大会重視というふうな形になれば、そういった使い方のところの影響が出てくるというふうなことがあっております。それから、人工芝生化をしますと、ほかの施設、県内とかほかの人工芝生のところを見ますと、有料化というところが想定をされておりますので、そういった利用者にとっての負担も発生してくるというふうなことが出されております。

一番大きなところなんですけど、今現在の状態ですけれども、陸上競技場を含めて運動公園のほうで大きな大会等があると、サブグラウンドを駐車場ということで利用をするときがございます。そういったときに人工芝生の上に車両を入れてハンドルを切ったりすると、非常にこのメンテナンス、それから摩耗が進むということで、その課題があり、人工芝生化をすれば代替の駐車場の確保が必要になってくるというふうな課題が出されております。その結果としてデメリット、影響のほうが大きいということで、その時点で蟻尾山公園サブグラウンドの人工芝生化はしないとの結論を出していたところでございます。このことは平成26年の議会において、当時、中西議員から人工芝生化についての質問があった際に、先ほど述べました検討の結果として、人工芝生化はしないとの答弁をいたしているところでございます。

このような経過があった中で、昨年、鹿島市サッカー協会から要望書が出されております。

市といたしまして、今現在、施設の整備の中では平成35年の国体開催に向けて施設の整備を最優先で対応していくということで考えております。

それから、サブグラウンドの現状につきましては、平成23年当時に検討した利用の位置づけや課題、それから、駐車場としての利用については今でも同じ状況、その時点でも同じ状況であるため、昨年時点においてはサブグラウンドの人工芝生化は困難であるとの考えを引き継いでいます。ただし、将来のスポーツ環境や体育施設のあり方をどうしていくのか、今後の検討を進めていく上で、その際に出されました要望書につきましては、貴重な御意見であり、要望であると捉えさせていただいております。鹿島市サッカー協会の会長には、昨年の秋に口頭により以上の内容を回答としてお伝えをしております。

それから、あわせて申し上げますと、この件につきましては今後も関係者、それから利用者等も含めて協議、調整を進めていく必要があるということで考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

私のほうからは、歴史まちづくり講座、3点目についての御答弁をいたします。

この講座につきましては、9月19日と11月27日の2回開催しております。今回は歴史文化に関する講座ということもあり、市民の方々の反応はどうかというふうに思っておりましたけれども、参加者が予定より多く集まって、貴重な御意見も多数いただき、地域の歴史に関心のある市民の方が多かったことに、市としても有意義な取り組みであったというふうに判断いたしております。

議員御質問の、2回の講座に参加された方の感想と鹿島市歴史的風致維持向上計画の意見の一部をあわせて御紹介したいと思います。

まず1回目は、今後も残したい伝統的な建造物などとして、神社仏閣やカヤぶき民家、国や県、市が指定する文化財、有明海の棚じぶや山間部の棚田、市内のJR各駅舎など、市内全地区にわたって所在する建造物などが挙げられております。

また、伝統的な活動として、面浮立など各種伝承芸能や二十日正月、漬物などの発酵食材文化、自分たちが住む地元的生活環境清掃活動などが挙げられております。

これらのように市内各地区の歴史を持った建造物や活動など、市民の方々が大切に思っている地域の内容について幅広い御意見をいただいたところでございます。

そして2回目は、鹿島市の歴史まちづくりを進めていく中でどのようなことが課題として考えられるか、どんなことが必要かなど、自由に意見交換をしていただいております。その一例を御紹介いたしますが、肥前浜宿から祐徳神社までサイクリングや徒歩の方のための誘導サインが必要という御意見や、その道筋の歴史的に重要な箇所の説明看板などが欲しいなど、各種の貴重な御意見をいただいたところでございます。

私のほうからは以上であります。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

午前中の質問で、まず3項目質問をいたしまして、御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、一問一答に入っていくわけですが、まず、久保山配水池造成工事の変更についてですね。

ちょっと映像を見ていただけますでしょうか。

〔映像モニターにより質問〕

今度新しく造成をされる場所、これが久保山の弥川内橋というところを谷田工場団地の上っていく左手になります。ここから上って行って300メートルぐらいでしょうか。これが今、造成工事が終わっている段階ですね。これと、こういうふうな感じです。

この造成場所なんですけど、先ほどの御答弁の中で3カ所候補地があって、A、B、Cとつけられて、金額的に高いA、そして、大型車両等の進入が難しく、水圧等の問題があったB、それよりも今工事が行われているCという場所に決定をしたということです。

移転計画の経緯も先ほど御説明いただきましたので、わかりました。じゃ、工事の途中でどういう事態が起きて、このように請負金額が倍近くになってきたのか、基礎工事の変更の理由をまずお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

今回の契約変更の主な要因は、本工事の最終工程となる配水池躯体基礎工の増嵩によるものでございます。配水池躯体の基礎工事は、配水池躯体基礎の支持岩盤まで掘削を行い、コンクリートで埋め戻すことにより基礎となすものでございます。今回、配水池躯体基礎の床掘りを行った結果、底盤部分を横断するように一部支持岩盤がV字型に風化が進んでおりました。風化部分は事前の地質調査では判明しておらず、今回の掘削により確認されたもので

ございます。この風化部分を除去するために、当初の2.5メートル下がりから最大8メートル下がりまで掘削を行うということになりました。埋め戻しコンクリートが約1,100立米の増嵩となり、このことを主な要因といたしまして大幅な契約変更が生じております。

現地山手側の土坡を掘削して判明したのですが、露出した地層から躯体の底部を横断して水路方向へ流下する地下水の流れが確認されております。常時流れているものではございませんが、風化の一因ではないかというふうに考えております。

なお、この地下水については、土坡掘削の際に外部へカットし配水を行っておりますので、施設への影響は今後ないような状況となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ただ、こういうふうな場所を移して、また新たに浄水池をつくるのか、そういうふうなとき、場所の選定とか、なかなか私たち議員は知識も浅いですし、わからない。そういう中で、水道課、行政のほうにそういうふうなのは決めていただいて、そして、滞りなく工事が済むように私たちは思うところです。

今回、説明を聞いていてちょっと疑問に感じたのが、表面的には、一番最初工事をする段階ではわからなかったかもわからないけど、もしことし、これが新年度予算で決まった後、地震等でもあってね、地盤というか、それ自体が少し変化をした、そういうことだったら十分理解はできます。しかし、ここを調査はまずやったはずですよ。じゃ、その調査を委託した業者の選定というのは信頼の置ける業者で間違いはないんでしょうか、そこのあたり教えてください。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

業者選定には間違いがなかったのかというふうな御質問だと思いますが、お答えいたします。

業者選定につきましては、能力、資格、実績をもとに選定を行っております。平成26年度の久保山配水池築造工事に伴う用地選定・地質調査業務委託、この業務につきましては指名競争入札を行っております。入札時の業者指名の条件でございますが、建設コンサルタント、上水道・工業用水部門に登録のある者、地質調査業務に登録がある者、地質または土質及び基礎の技術士または認定技術管理者またはRCCMの資格者が所属することを指名条件といたしております。市内業者2者、県内支店23者、合計25者での指名競争入札を実施しております。落札業者でございますが、鹿島市の水道事業における主な業務実績といたしまし



て、蟻尾山配水池の実施設計業務委託があり、県内水道事業での地質調査の実績といたしましては、佐賀市、佐賀西水道事業団、嬉野市、唐津市等において実績のある業者でございまして、業者選定に間違いはなかったというふうに考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

今、広瀬課長の御答弁を聞いていると、おっしゃるとおり、それだけの実績のある業者ですから間違いはないでしょう。

それじゃ、こういうふうになってしまったと。ただ、予算額が約倍になってしまう。金額の大きさもあるんですけど、できるだけやはり担当課としては当初の予算額に近く、できるだけ多くのお金はかけずに何とかそれで頑張ってみようと思うのが普通だろうと思います。それでは、事業費の拡大を最小限に抑えるためにどういうふうな努力をしましたか。それをお答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

広瀬水道課長。

**○水道課長（広瀬義樹君）**

お答えいたします。

今回、支持岩盤が部分的に水系より深く位置しているということを確認した際に、他の基礎工法の採用や躯体位置を移動させた場合の工事費等の優位性の比較検討を行っております。このことについて御説明いたします。

基礎工法の比較でございますが、直接基礎工法、くい基礎工法、地盤改良法による経済比較等の検討を行っておりますので、このことについて基礎工法名、全体事業費、うち基礎工事費、施工の評価の順で御説明いたします。

今回の基礎工法である直接基礎工法の採用でございますが、全体事業費は116,000千円、うち基礎工事費が52,000千円、基礎としては最も強固であり、深度10メートル以内では経済性、安定性、工期ともに最適である。

次に、くい基礎工法を採用した場合でございますが、全体事業費は143,000千円、うち基礎工事は79,000千円、くい口径500ミリ鋼管の137本の圧入が必要となる。

次に、地盤改良工法を採用した場合でございますが、全体事業費は308,000千円、うち基礎工事費は244,000千円、セメント系材料を高圧噴射し、土砂と混合し地盤改良を行うが、施工精度にはばらつきがございます。

この検討結果から、現行の直接工法が最も強固であり、経済的にも工期的にも優位であると判断しております。

次に、配水池躯体位置を移動させた場合の検討でございます。躯体位置を現行躯体位置の

上流側、下流側、山手側に移動させた場合の事業費の比較検討を行っております。4つの案について移動内容、全体工事費の順で御説明いたします。

現行の軀体位置の場合、全体工事費は116,000千円、上流側に移動を採用した場合は全体工事費は120,000千円、下流側に移動を採用した場合は全体工事費は117,000千円、山手側に移動を採用した場合は全体工事費は125,000千円となります。

この検討結果から、位置移動に伴い別途配管や施設の設計変更、新たな用地確保及び四月から六月以上の工期延長が見込まれ、現行軀体位置での施工が優位であると判断しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。詳しく説明をしていただきまして、直接基礎工法、それから現地での工事というものが一番金額的には抑えられるということでしたということ、ここはわかりました。

じゃ、ここまで理解をしたとします。しかし、普通これだけ当初の予算よりも金額が上がってきた場合、この12月議会冒頭の議案審議にかけるのが普通じゃないでしょうか。そこで議員から意見を伺って、採決に持っていくと。しかし、今回は議案審議としては上程せず、議案審議の中でほかの議員が少し質問をしましたが、予算の流用という形をとらせていただいたと。市民の皆さんがこれを聞かれて、予算の流用とは何なんだと。このあたりがよくわからない。これは多分そういうふうに鹿島市のほうで決められた手法に基づいて行われているとは思いますが、再度この流用という手法を使った理由をお答えください。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

今回、基礎工事量の増加を主な要因といたしまして、請負工事費の大幅な変更を行いました。支出科目となる久保山配水池改修事業費、配水施設費に不足が生じております。この不足額を補うため、既決予算内での目間流用及び節間流用による予算措置を行っております。

この目間、節間流用の法的根拠でございますが、地方公営企業法施行令第18条第2項において、流用ができない科目として款項を規定しており、目以下の流用は可能でございます。今回、この規定に基づき現行予算内での予算の流用による予算措置を行っておりますので、補正予算の上程は行っておりません。

○議長（松尾勝利君）

9 番伊東茂議員。

○9 番（伊東 茂君）

今、課長に説明をしてもらいましたが、多分聞かれてもなかなかわからないだろうと思います。今、説明があったように、当初は予算書とかそういうふうなものには款とか項とか目とか節、各項目があります。その中からできる中でお金を動かしていったという今の説明なんですけど、本当は映像に出したかったんですが、映像には数字的なもの、文字は含まないと議会で決めておりますので、それはあえて出しませんでした。私も担当課に行って、ゆっくりとといいますか、説明を受けてようやく理解ができたところです。これは本年度の水道課の予算書の中にも樋口市長の名前で書いてあります。予定支出の各項の経費の金額の流用、予算支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。1 番、営業費用、2 番、営業外費用。そして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費というものもまた別に挙げてあります。これが職員給与費であったり、交際費であったり。できる範囲の中でされたということで、今の説明を聞く限り、予算全体的に影響は与えませんよということにはなるのだろうと思います。でも、これをケーブルテレビ等で聞かれている方は、やっぱりちょっと疑問に感じられるんじゃないかなと思うんですよ。それは水道事業というのは特別会計なんですね、別の会計。この水道事業の営業収益は、利用者からいただいた水道料金の収益が大部分を占めているわけですよ。こういうふう流用された59,000千円近くのお金が空から降ってきたわけではない。全く影響がないとは言えないんですよ。もしかしたらこの分、当初の工事どおりにできたら余剰金としてそれは出てきたかもわからないじゃないですか。ほかのものに使えたかもわからない。

だから、こういうふうなことが、もしかしたら今後もないとは言えないでしょう。そういうときには、やはり担当課、水道課に限らず、細心の注意が私は必要だと思いますが、今後について、この項目の最後の質問になると思いますので、課長、御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

一般会計は、租税収入や地方交付税などの限られた収入を財源として各種の行政サービスに要する経費を賄うものでございます。これに対し、公営企業会計は公営企業が行うサービスを受けるお客様からの料金収入によって経費を賄っておりますので、経済性に即した事業経営を行わなければならないと考えております。

また、今後、各事業、各工事を適正に遂行するために、当初計画の段階や計画期間中において問題点や疑義について精査、検討を重ね、細心の注意を払い、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは2項目め、蟻尾山公園のサブグラウンド化ということで私は質問しましたが、基本的には市内の体育施設全般のことです。そのまず第1項目として、蟻尾山運動公園のサブグラウンドの人工芝生化に関する要望書、これについてということですが、先ほど山崎課長のほうから御答弁をいただいたように、回答は昨年秋に会長さんに、口頭ではあったが、お話をしたということ。もともと平成23年に一般質問の中で当時の中西議員が質問をされて、その中でも協議はしている。ただし、その時点では、ちょっとこの人工芝生化はできないだろうという結論に至っているという御説明でした。

今回の私のこの質問で、同じように山崎課長も答えています。私も一番最初に言いました。これは一番の問題点は駐車場不足なんですよ。

じゃ、次の映像を見ていただきましょう。

〔映像モニターにより質問〕

これが蟻尾山公園のサブグラウンドです。これはもう皆さんおわかりだと思います。

それでは、これを見てください。これが蟻尾山の陸上競技場、これの全体の見取り図です。それでは、パワーポイントでやってみましょうかね。

まず、市民球場のここに駐車場があります。もう一つ、ライト側に駐車場があります。陸上競技場の管理事務所の前に駐車場があり、これがそのままこの北の駐車場へと続いています。そして、このサブグラウンドに駐車が今できます。

じゃ、この台数はどのくらいあるのか調べました。まず、ここの球場の入り口の駐車場60台、そして、ライト側の駐車場145台、そして、この中央と北の駐車場合せて140台。それでは、サブグラウンドはどのくらいとまるのか、250台。合計約600台、今とめることができます。じゃ、このサブグラウンドに大きな大会があるときに駐車をしていて、その分の駐車をする場所が、もし人工芝生化をした場合なくなるということになれば、新しいこういうふうな場所とか、いろんなところを探すのはなかなか難しいかなという気がします。

それでは、ちょっと担当課にお聞きします。

これを全体的にこうやって見てみると、ここに調整池というのがあります。これは何も水は入っていないです。台風か何か大きなそういうふうな雨とか降ったときに、こっちのほうに流れるようになっているのかわかりませんが、実際はここは何も水は入っていないんです。ここを埋め立てて駐車場にするということは可能なのか、まずお聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

お答えいたします。

蟻尾山公園の中の調整池を駐車場として埋め立てしてできないかというふうな御質問でございます。

まず、調整池の機能としては、雨水の河川などへの流出量を一時的に貯留して調整するための施設ということで、特に、大雨時の下流の氾濫を防ぐ重要な役割があるということになっております。蟻尾山公園の現場のほうでいきますと、調整池が2つございまして、今、伊東議員が言われた調整池と、それと、クロスカントリーコースの中に楕円形の、図面で見れば縦長のところが調整池、2つありますけれども、これにつきましては、それぞれ大雨のときに下流のほうというところと、それぞれ濁堤と杉本堤のほうに雨水を調整して流し込むような形になっております。

これにつきましては、蟻尾山公園施設の構造や規模によって整地基準が定められおり、蟻尾山公園もその基準により必要な容積、容量を満たす構造で設置をされているものでございます。ですので、仮にここの調整池を埋め立てしてしまいますとその機能が失われてしまいますので、埋め立てして駐車場ということであれば調整池の基準を満たさなくなってしまうので、できないということと、仮に上を塞いだ場合ですけれども、上のほうを塞ぐとしても、かなりの支えるための支柱の本数と強度が必要になってきます。当然それには大規模な工事が必要になってくるということと、あわせて、その支柱の本数が相当程度あれば、その分の容積が減ってしまいますので、その分がまた基準を満たす分の拡張が必要になってしまうということで、そういった理由から——済みません、もう一つ、塞いだ場合は底のほうに土砂がたまったときに定期的にとるか、たまったときにしゅんせつを行います。そういったしゅんせつの作業についても支障があるということで、そういった利用は非常に困難であると考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

なかなか難しいですね。問題点の中で、平成23年度のときもおっしゃられたのが、駐車場と工事費ですね。駐車場のところは、今現在の市有地といいますか、この中では確保がちょっと難しいかなという御答弁でした。これはまた改めて考えるとして、それでは、今度は事業費面、この整備費用ですが、昨年、私たちの文教厚生産業委員会からサッカー協会へ要望書の回答を示した後に、サッカー協会の方が人工芝生化の整備に関する勉強会を開かれました。私たち委員会メンバーは参加をいたしました。その内容は、整備費用についてとt o t oの助成金活用による財源確保、それから、整備後のメンテナンスについてなど講習を受けました。

ことし私たち委員会が行政視察で訪れた岩手県の北上市陸上競技場、これは県を代表するような競技場で、すばらしかったです。本当にすばらしかったです。その人工芝の運動場は面積が1万2,909平方メートル、建設費が259,200千円。本当にすばらしい運動場でした。

サッカー協会さんが講習をされた、そこで説明をされた業者の方なのか、サッカー関係の方。普通、人工芝をした場合、1平米10千円と考えると。大体1万平米だから1億円ぐらいだろうと。しかし、やり方によっては1平米6千円ぐらいでも可能ではないかとおっしゃいました。ただ、これは私たちも専門家ではありませんから、ある程度調べなければならないかもわかりません。しかし、そういうふうな説明をいたしました。

ただ、岩手県のほうの北上市の陸上競技場を視察したときでも、メンテナンス費用はもちろんかかります。やっぱり一番は耐用年数が10年。10年後には張りかえないといけません。やっぱり人工芝生化にしたら使用料はいただくと。ところが、使用料はそんなに取れないんですよね。サッカーだったら1チーム幾らなんですよ。1人幾らじゃない。だから、そんなにこれで10年後の張りかえの分を補おうなんていうことは難しいんですね。だから、私たちの委員会もなかなか回答が出せない。これは財源については、行政としっかり打ち合わせをしないと安易な回答はできないということなんですよ。ただ、平成23年と昨年度、要望書が出て、ここでまたこの要望書にノーを突きつけてしまうということがどうなのかと、それでいいのかと私は訴えたいところではあります。

理由は、このサブグラウンドの利用状況を調べてきました。平成29年の利用日数、1年間で340日間利用されています。利用件数は午前、午後、夜間、3つに分けたとします。それを合わせると739回、平成29年度の利用人数は2万4,599人、このほとんどがサッカー関係です。そして、御承知のとおり、ことしの県大会で鹿島市はサッカーで優勝をしました。社会体育も熱心な指導のもと数々の成績を残し、鹿島市出身のプロも輩出をしています。本市のスポーツ振興には欠かせない競技団体であることは間違いないです。再度ここは時間をかけて考慮する必要があると思います。担当課のお考えをお示してください。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

お答えをいたします。

サブグラウンドの人工芝生化についての考えということでございます。先ほど言われましたように、鹿島市において子供から大人までサッカーの競技人口というのは非常に多く、また歴史もあります。議員が言われるように、競技力のレベルも非常に高く、鹿島市において住民スポーツや競技としてのスポーツとしても主要な競技の一つであり、競技団体であると考えております。こういったことを含めまして、今回の要望、署名については重く貴重な御意見であると捉えております。

一方で、担当者としましては、先ほど申しましたように、現実的には課題の整理ができなければ人工芝生化は困難だと感じております。このような課題も含めて、さまざまな要因を考慮しながら、今後の住民スポーツのあり方やスポーツ環境の整備をどうしていくのかを検討していくことの必要性が出てくると考えております。

その検討する要因として、幾つかありますけれども、まず、今、オリンピックとか、平成35年には佐賀のほうで国体が開催されるということによる住民のスポーツに関する意識の高まり。それから、もう一つは施設のことになってきますが、屋内スポーツの一番主要な市内の施設であります市民体育館、先ほども松田議員のほうの話であっておりましたが、市民体育館のほうはかなり経年をした中で老朽化をしているという状況でございます。ここを今後どう考えていくのか。それから、社会環境の変化の中で、人口が減ってきている中での今現在のスポーツ施設のキャパシティとか規模をどう考えていくのか。それから、近隣の地域、市町の中の施設とのそれぞれの相互関係についての考え方。それから、少子・高齢化と言われていますが、その高齢化社会による住民の健康づくりとしてのスポーツの考え方などなど、こういったところが今後の将来を考えた中でスポーツ環境がかなり今とは変わってくるのかなというところが考えられます。

こういったことを十分に考慮しながら、体育施設の整備を今後どうしていくのか、今回の要望書についても貴重な御意見として、この中で参考にして検討すべきであるということで考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

私たちの委員会でも引き続きこれは検討材料ということで持っていかなければならないかなと思っていますので、行政と一緒にいい方向が導けるよう、また頑張っていければかなと思っています。

体育施設の最後の項目なんですけど、これも要望がちょっと出ているんですけどね、映像はないんですけど、庁舎の裏といいますか、中川グラウンド、この中川グラウンドは年間を通じてグラウンドゴルフとかゲートボールの練習とか大会、それとか市民会館で大きな行事とかがあったときには駐車場として利用されていますね。グラウンドゴルフは少々起伏があっても支障はないかもわかりません。しかし、ゲートボールはフラット、平らなコートが必要なわけです。

ゲートボールの人口は、グラウンドゴルフの普及により以前よりも大分減ってきたかもわかりません。しかし、このゲートボールもことしの県体、鹿島市は優勝をされています。ゲートボール協会から要望というか、それが出たのが、市内にゲートボールの正式なコートというのはちょっと少ないんですよ。大きな大会をするとき、参加チームが多いとき、ど

うしてもこの中川グラウンドを使用します。そういうふうなときに、ここの整備といいますか、非常に下の地面がやりづらいと。ゲートボールをされる方はなかなか若い方は少なく、ある程度の年齢に達した方たちが多く競技をされていますけど、そのあたりも難しい面もあるということで、もう少しグラウンド整備をきれいにしていただけないかという要望があるんですね。ここのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

お答えをいたします。

ゲートボール競技、中川グラウンドを御利用でございますが、この整備についてということでのお尋ねでございます。

ゲートボール協会のほうで年に数回、中川グラウンドのほうで市の大会なり大きな大会を開催されるということで、中川グラウンドの西側のほうにコートをつくって大会をされております。比較的いつもそこを使われるので、グラウンド面のレベルは、ある程度フラットな形で、少し固まったような状態になってはいますが、言われるように、当然いろいろな使い方、ソフトボールをされたりとか、ゲートボールをされるということがございます。それから、時には駐車場としての利用もあります。状態としてはそういった利用がされておるといふことと、あと、雑草のほうがところどころ植わっているというか、茂っている状態がありますので、日ごろからの管理につきましては、定期的にそういった草の管理なり荒れた路面の整備というのは心がけておりますが、言われるように、ゲートボールのコートというのは非常にシビアなコンディションを求められるということでございますので、今後の中でそういったところも配慮しながら対応していきたいということで考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

ありがとうございます。それこそ先ほどのサブグラウンドの人工芝生化にしても、それから、このゲートボール協会さんの要望にしても、ちょうど県の反省会があり、市長も議長も私も参加をしておりましたが、そこの中でいろんな方とお話をする中で出てきた分でございます。どうぞよろしく申し上げます。

山崎課長の御答弁の中でもあったように、これから先、2020の東京オリンピック、それから、2023の佐賀国体など、将来に向けて、そんなに先のことではないですけど、やはり市内の体育施設にはもう少し目を配っていかねばならないんじゃないかなと思っています。以前は私の娘も卓球をしていましたので、卓球協会のほうからは体育館を何とかしてくれと。今の市民体育館、あそこでは大きい大会ができない、県体ぐらいできる体育館が欲しいとい



う要望等もありました。もちろん、きょうの午前中の松田議員の質問の中にもあったように、要望が出たから全てを何でもできるというわけにはいかないでしょう。しかし、やはり順序立てといたしますか、そういうふうなので計画は立てていかないと、全く財政が厳しいからできませんよということでは市民にとって夢がなくなってきます。そこのあたりは本当に大変でしょうが、ひとつ心配りをしていただき、今後につなげていただければと思います。答弁はありがとうございました。

それでは、最後の項目の歴史的風致維持向上計画、歴史まちづくり法についてまた質問をしていきます。

9月と11月の歴史まちづくり講座、これは私も聞きました。言い方は悪いかもわかりませんが、思いのほか参加者は多かったと。非常にいい意見も出たし、やっぱり鹿島市のそういうふうな建物、建造物とかいろんな文化、風俗といたしますか、風習、お祭りとか、そういうふうなのに皆さん関心があるんだなということをお聞きいたしました。

ここでちょっとお聞きをしたいんですが、今、策定をされています歴史的風致維持向上計画、略して歴まち法と言います。歴まち法は、これは重点区域というのを決めていらっしゃる。これはもちろん当初言ったように、国土交通省、経済産業省、それから文化庁、ここのあたりと協議の中である程度のそういうふうな決まりがある。その中に、この鹿島市の中では重点区域をどこか決めなければならない。それは歴史的にいろいろ重いところ、あるところというふうになったときに、結局、鹿島市が行き着いたところは肥前浜宿。こちらですね、長崎街道。ここに息づく人々の営みによる歴史的風致と、そして、それを結ぶ祐徳稲荷神社参拝と地域の営みに見る歴史的風致、これが鹿島市が出す今度の計画の重点区域となるわけですね。

それでは、お聞きをいたしますが、以前の、私はこれに関しては何回か一般質問をしています。そういう中で、どうしても残したいところ、それが鹿島城址を中心とした文教の風致です。これは議会報告会でも参加者の中から質問が出ました。あの旭ヶ岡公園を中心とした一帯を文教の地とできないか、美術館とかそういうふうなのをできないかという意見が出ました。それと、これも私が以前一般質問で行った、この歴史まちづくり講座でも意見が出た地元で息づく祭り、浮立ですね、これの風致をどのように今回の計画の中に取り入れていくのか、これについて質問をいたしますので、御答弁をよろしくお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

議員の御質問は歴史的風致に関します大きく2点であったと思いますが、まず、1点目の鹿島城址一帯を歴史的な風致にどのように取り入れるかということであると思いますけれど

も、これは鹿島鍋島藩の鹿島城が所在したあかしの土塁やお堀などの遺構が今なお残る鹿島城の跡地一帯として、また、旭ヶ岡公園で催される桜まつりの歴史も1860年代の13代藩主が行っていたうたげの席で桜を見て楽しんだ時代から現在まで続き、鹿島城址を彩る桜と花見を楽しむ人々の風景は、市民により大切に守り育てられてきている貴重な区域というふうに捉えておりますので、ここは鹿島城址一帯を歴史的な風致として取り入れる計画で現在進めております。

そして、御質問の2点目でございますけれども、鹿島市の祭りや浮立を歴史的な風致にどのように取り入れるかという点でございますが、これは面浮立、一声浮立、鉦浮立、獅子浮立といった伝承芸能は市内各地区の祭りのときに古くから行われていて、これらの活動は町並みや田園風景を背景に巡行する人々の姿と、豊かな自然と伝統を反映したふるさとの情景として代々受け継がれてきていることから、市内全域の祭りとか、あるいは浮立、この活動も歴史的な風致に取り入れる計画で進めております。

なお、先ほど議員のほうから御説明はいただきましたけれども、重点区域につきましては、あくまでも国が指定した重要文化財が所在するなど、国が定めたルールに基づき国から認めただけの予定の範囲の該当箇所として重要伝統的建造物群保存地区、通称重伝建地区を有する肥前浜宿一帯と、ここに歴史的なつながりを持つ祐徳稲荷神社一帯を含めた区域が今回設定する予定の範囲というふうに計画しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。そういうふうに取り上げていただきまして、ありがとうございます。

もう時間も残りわずかとなりましたので、最後の質問になりますけど、先月、私は個人研修で長野県に行ってきました。全国町並みゼミというのが、ことしは長野県の松代町というところでありました。そこの町並みを一日がかりで調査をしてきました。

次の映像を見ていただきたい。

〔映像モニターにより質問〕

この長野市の松代町というのは、真田10万石の城下町です。武家屋敷も多く残り、城下の道は敵方が攻めづらいようにL字型とかクランク状に曲げられ、複雑な道です。長野市は以前、重伝建に申請をされましたが、選定されませんでした。しかし、平成25年に歴史まちづくり法の認定は受けられています。今、鹿島市が計画書を策定している歴史まちづくり法の認定を受けています。受けていて、私が一番目を引かれたのが、身近なまちづくり支援街路事業、これが通称、またわかりづらいですが、歴みち事業というものです。全国町並みゼミ

に参加された方は全国のそういうふうな重伝建の地区の方たちばかりですから、基本的に自慢話なんです。自分たちのところはこういうふうには保存をしているよ、こうなんだ、こうなんだと。この歴みち事業についても教えていただきました。この歴みち事業というのはどういうふうなことをやっているかということ、歴史的地区への誘導路の整備、それから、電柱の地中化、そして、その歴史的な道筋を整備していくというふうなことをしているわけですが、ここで気づいたのは、歴まち法の重点区域に重伝建がある浜宿、それと祐徳神社を結ぶ。そこに浜川というものがある。その川沿いの道、これをやはり一つでつなぐ必要はあると思います。そういうふうなときに、ここに出ている歴みちを使っていきます。

次がこういうふうには、よく見ると色を変えてあります。側溝から次のところ、3段階、4段階に色を変えていきます。このところは車が行き来はするんですけど、これを石畳風にアスファルトですてあります。これに近いのは、多分、塩田のほうはこれに近いやり方を今やっていると思います。

できるならばこういうのも使いながら充実した歴まち法、認定も受けて、いろんな作業に取りかかるときに扱っていただければなと思いますが、担当課の御見解をお示してください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

結論のほうから先にお答えしたいと思いますけれども、肥前浜宿の重伝建地区と祐徳稲荷神社は重点区域に設定する計画でございますので、この両地区をつなぐ浜川一帯も歴史まちづくり法に定める重点区域に設定するというので、これに関連する事業は可能というふうには現状考えております。

この理由は、重伝建地区にある建物や道路などは江戸期から昭和初期の一番栄えた時代の履歴に基づき整備しなければならないという制限がございますけれども、議員御質問の肥前浜宿と祐徳稲荷神社を結ぶ浜川一帯の道路につきましては、重伝建地区のように制限は厳しくはございませんので、地元的に言えば浜川期成会とか、まちづくり協議会などの地元と、この画像でいけば石畳を車両通行時の音とか、あるいは地元の方々による清掃活動や行政等の維持補修等で各種課題が出てきた場合の解決策をある程度調整できれば、御提案の歴みちの事業、あるいは現在、浜とか門前で取り組んでおります国土交通省の街並み環境整備事業などで議員が御提案される石畳などの整備も検討の範疇に入ってくるのではないかとこのように現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。本日、3つの項目で質問をしてきました。ことし12月議会最後の一般質問となりましたが、非常にいい質問、そして御答弁をいただけたものと思っております。今後とも議会も、そして行政、執行部側も一緒になって各課題に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で9番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明19日は休会とし、次の会議は20日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時54分 散会